

5. 医師と医療従事者の役割分担

- ① 医師と医療従事者の役割分担については、「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成19年12月28日付け 医政発第1228001号 医政局長通知）を発出されたところであるが、医療現場ではいまだ徹底されていない病院があると聞いている。現在の実施状況を把握し、徹底を図るべきであると考えるが、貴省の見解をお示しいただきたい。
- ② 上記通知内容は、医療従事者が現行の法解釈でも実施可能な事項を改めて列挙するにとどまっている。本年3月5日のヒアリングにおいて、第二段があるという趣旨の発言が医事課長からあったが、その第二段の通知の検討状況について、発出予定時期と合わせてお示しいただきたい。
- ③ 基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）では、関係職種間の役割分担の見直しについて、現行の仕組みにとられない効果的な方策を確立するとされている。また、「安心と希望の医療確保ビジョン」具体化に関する検討会中間とりまとめ（平成20年9月22日）では、コメディカルが専門性を持ち、キャリアアップできる仕組みが必要であり、同時に、コメディカルの数を増加させることについて具体的な検討が必要であるとされている。

また、チーム医療を実践することや各職種が専門性を発揮し、患者のためのよりよい医療が行われる体制がとられることを前提に、その職種でなくても行いうる業務を他の職種に担わせるスキルミックスを進めるべきとされているところであるが、これらの点について、現在の検討状況をお示しいただきたい。
- ④ 海外においては、我が国の看護師には認められていない医療行為（検査や薬剤の処方など）について、専門性を高めた看護師が実施している事例があると聞く。このような海外における医療従事者の業務範囲拡大の事例について、把握しているものをお示しいただきたい。

また、専門性を高めた新しい職種（ナースプラクティショナーなど）の導入について、貴省の見解をお示しいただきたい。

(答)

①について

- ご指摘の「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成19年12月28日付け医政局長通知）については、その内容について周知を徹底し、各医療機関において適切な役割分担と協働が推進されるよう、全国厚生労働関係部局長会議等において、周知を図るととともに、平成20年3月21日に再度「病院勤務医の労働環境改善の推進について」として同内容を含む通知を発出したところである。

②、③について

- 現在、医師と医師以外の医療関係者の協働について、昨年の通知に基づく取組みが進むよう促すとともに、各医療機関からの要望や実態を踏まえ、更にどのような協働が可能かどうか検討しているところである。

第二弾の通知について、現時点で検討状況をお示しできる時期をお答えすることは困難であるが、速やかに結論が得られるよう努めてまいりたい。

④について

- 現在、米国等における専門性を高めた看護師等の業務についての実態把握を行っているところである。また、ご指摘の「専門性を高めた新しい職種の導入」については、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め必要に応じて検討してまいりたい。